

第9章 施策の達成状況に関する評価方法の検討

第9章 施策の達成状況に関する評価方法の検討

9-1 施策の達成状況に関する評価方法

1. 都市計画運用指針における基本的な考え方

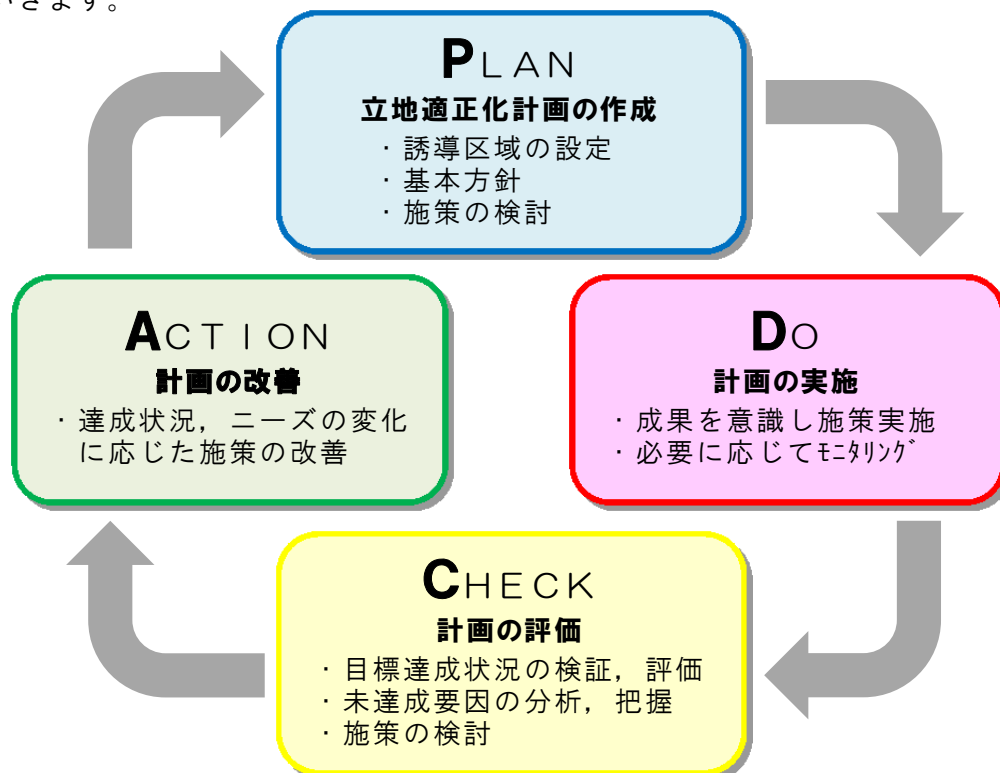
立地適正化計画を策定した場合においては、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討を行うこと、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましいとされています。

この際、計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点から、あらかじめ立地適正化計画の策定にあたり、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から同計画の遂行により実現しようとする目標値を設定するとともに、立地適正化計画の評価にあたり、当該目標値の達成状況等をあわせて評価、分析することも考えられます。

2. 本市における基本的な考え方

その時の社会情勢に応じた現状分析をおこなうため、PDCAサイクルの考え方に基づき、概ね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、本計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討していきます。

評価は、次節で設定する目標値の達成状況と期待される効果を評価・分析し、その時点における都市機能の立地状況や人口動態等を把握し、その結果に応じて都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・確保する施策や、居住誘導区域の人口密度を維持する施策等について、適宜見直しを図り、新たな施策の盛り込みや既存施策の更新を実施していきます。



3. 施策の達成状況に関する評価

地域の状況や人口動態等を総合的に勘案しつつ、施策の実施状況について調査・分析し、施策の達成状況等に関して評価分析する必要があります。そのため、「都市構造の評価に関するハンドブック」に示された手法等を参考に、本市の都市構造の評価を行います。

■立地適正化計画における評価指標

	評価分野	評価軸	主な評価指標の例
①生活利便性	都市機能や居住機能を適切に誘導することにより、歩いて行ける範囲に、日常生活に必要な医療、福祉、商業などの生活機能と公共交通機能が充足した街を実現すること	■適切な居住機能の誘導 > 都市機能誘導区域など生活利便性の高い区域及びその周辺に居住が誘導され、徒歩圏で必要な生活機能等を享受できること	○居住を誘導する区域における人口密度 ○日常生活サービス機能等を徒歩圏で享受できる人口の総人口に占める比率（医療、福祉、商業及び公共交通）
		■都市機能の適正配置 > 都市機能が生活の拠点など適切な区域に立地、集積していること	○日常生活サービス施設の徒歩圏における平均人口密度
		■公共交通サービス水準の向上 > 公共交通のサービス水準が高まり利用率が向上していること	○公共交通の機関分担率 ○公共交通沿線地域の人口密度
②健康・福祉	市民の多くが歩いて回遊する環境を形成することにより、市民が健康に暮らすことのできる街を実現すること	■徒歩行動の増加と健康の増進 > 高齢者等の社会活動が活発化し、徒歩等の移動が増大すること > それにより市民の健康が増進すること	○メタボリックシンドロームとその予備群の受診者に占める割合 ○徒歩、自転車の機関分担率
		■都市生活の利便性の向上 > 日常生活サービス機能や公共交通サービスが徒歩圏域で充足していること	○福祉施設を中学校区程度の範囲内で享受できる高齢者人口の割合 ○保育所の徒歩圏に居住する幼児人口の総幼児人口に占める割合
		■歩きやすい環境の形成 > 歩行者空間が充実し、公園緑地も住まいの近くに配置されるなど歩きやすい環境が整備されていること	○歩行者に配慮した道路延長の割合 ○高齢者徒歩圏内に公園がない住宅の割合
③安全・安心	災害や事故等による被害を受ける危険性が少ない街を実現すること	■安全性の高い地域への居住の誘導 > 災害危険性の少ない地域等に適切に居住が誘導されていること	○防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合
		■歩行環境の安全性の向上 > 都市内において安全な歩行者環境が確保されていること	○歩行者に配慮した道路延長の割合
		■市街地の安全性の確保 > オープンスペースの適切な確保など、市街地の災害や事故に対する安全性が確保されていること	○公共空間率 ○最寄り緊急避難場所までの平均距離 ○人口あたりの交通事故死者数
		■市街地の荒廃化の抑制 > 空き家等が減少し、荒廃化や治安悪化が抑制されていること	○空き家率
④地域経済	都市サービス産業が活発で健全な不動産市場が形成されている街を実現すること	■ビジネス環境の向上とサービス産業の活性化 > 都市機能誘導区域における屋間人口等の集積が高まり、医療、福祉、商業等のサービス産業が活性化すること	○従業者一人当たりの第三次産業売上高 ○従業人口密度
		■健全な不動産市場の形成 > 地価や賃料水準が維持、向上し、空き家など未利用不動産の発生が抑制されること	○平均住宅地価
⑤行政運営	市民が適切な行政サービスを受けよう、自治体財政が健全に運営されている街を実現すること	■都市経営の効率化 > 人口密度の維持、公共交通の持続性向上、高齢者の外出機会の拡大などにより行政経営の効率化が図られていること	○市民一人当たりの行政コスト ○居住を誘導する区域における人口密度
		■安定的な税収の確保 > 医療、福祉、商業等の第三次産業が活発となること > 地価が維持、増進すること	○市民一人当たりの税収額 ○従業者一人当たりの第三次産業売上高 ○平均住宅地価

都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月 国土交通省都市局都市計画課）

9-2 目標値の設定

1. 立地適正化計画における目標

本計画で位置づけている誘導施策を実施し、良質なまちづくり、住み続ける価値の高いまちづくりを進め、かつ、地域に必要な施設が維持確保されることにより、活力のある持続可能な都市経営を目指すために、以下の目標を設定します。

また、現在検討中の公共交通や空き家対策等の施策が具体化してきた時点において、施策に応じた定量的な目標値及び効果等について追加で検討いたします。

【人口に関する目標】

本市の総人口の減少は避けられませんが、人口減少が進む中においても、居住誘導区域の人口比率を高めていくことで、地域の特性に見合った拠点地区の人口密度の維持・向上に努め、目標値とします。

目標項目	基準値 (人/ha)	現状推計値 (人/ha)	施策効果による 目標値 (人/ha)	目標値の根拠
居住誘導区域の人口密度	平成 22 年 竹原 38.5 忠海 44.1 大乘 25.3 吉名 38.2	平成 49 年 竹原 25.0 忠海 26.1 大乘 17.1 吉名 22.6	平成 49 年 竹原 30.9 忠海 33.1 大乘 23.5 吉名 28.5	竹原市人口ビジョンの人口の将来展望における 2037 年(平成 49 年)の目標人口 20,260 人と平成 49 年の社人研推計値 18,225 人の差 2,035 人を平成 49 年の竹原, 忠海, 大乘, 吉名の用途地域内の人口に人口比で按分した値を平成 49 年の居住誘導区域の人口に加えた値の人口密度を目標値とする。

【都市機能に関する目標】

各都市機能誘導区域内において、都市機能誘導施設として位置づけた施設が維持・確保されることにより機能が充足した拠点づくりを目標とします。

目標項目	目標
都市機能誘導施設が充足している区域	4 拠点

【目標値を達成することで期待される効果】

人口密度に関する目標と都市機能に関する目標を達成するのみならず、ほか分野などとも連携することにより、期待される効果についても、定量的な指標を設定します。

目標項目	目標
住みやすさ満足度	現状 73.2% ⇒ 上昇